

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
19	生活保護に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

中津市は、生活保護に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

大分県中津市長

公表日

令和7年6月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護法に関する事務
②事務の概要	生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づき、生活に困窮する世帯からの相談・申請を受け、困窮の程度に応じて、生活・住宅・医療・介護扶助等の保護を行う。 生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ③職権による保護の開始、変更 ④保護の停止、廃止 ⑤就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ⑥被保護者健康管理支援事業の実施 ⑦保護に要する費用の返還
③システムの名称	1. 福祉総合システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 6. 特定健診等データ収集システム
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	1・番号法第9条第1項及び別表23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<選択肢> [実施する] 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43の項 【情報提供の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部福祉支援課
②所属長の役職名	福祉支援課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 電話0979-62-9801
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市健康福祉部福祉支援課 電話0979-62-9801
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	処理できる職員は権限により制限されており、ファイルデータに誤りがないか複数の職員にてチェックを行った後、ファイルを格納している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管および廃棄等については手作業を伴うため、人為的ミスを防ぐためファイル格納作業同様、複数人で確認し処理するよう徹底している。	

9. 監査		
実施の有無	☐ 自己点検 ☐ 内部監査 ☐ 外部監査	
10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	☐ 十分に行っている ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 ☐ 全項目評価又は重点項目評価を実施する		
最も優先度が高いと考えられる対策	☐ 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 ☐	
	<選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発	
当該対策は十分か【再掲】	☐ 十分である ☐	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	「中津市が取り扱う個人情報の適正な管理のための基本方針」、及び「中津市情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施錠できるキャビネット等に保管し、特定個人情報を扱うシステムに関しては、利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を徹底している。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署②所属長	社会福祉課長 久恒 春利	社会福祉課長 高尾 恭裕	事後	所属長の異動に伴い、修正
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2対象人数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断の見直し (対象人数算出時点の更新)
平成30年3月31日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年3月31日	平成30年3月31日	事後	しきい値判断の見直し (取扱者数算出時点の更新)
平成31年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ③職権による保護の開始、変更 ④保護の停止、廃止 ⑤就労自立給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収	生活保護法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号、以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ③職権による保護の開始、変更 ④保護の停止、廃止 ⑤就労自立給付金又は進学準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収	事後	誤字訂正 生活保護法改正に伴い修正
平成31年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第15条	事後	誤字訂正
平成31年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,119の項 2. 行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条	事後	項誤り訂正 誤字訂正
平成31年3月31日	II しきい判断項目 1対象人数 いつの時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断の見直し (対象人数算出時点の更新)
平成31年3月31日	II しきい値判断項目 2取扱者数 いつ時点の計数か	平成30年3月31日	平成31年3月31日	事後	しきい値判断の見直し (取扱者数算出時点の更新)
平成31年3月31日	様式	なし	新様式に変更	事後	様式変更
平成31年3月31日	V リスク対策 1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類	なし	基礎項目評価	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 3. 特定個人情報の使用	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	なし	十分である 十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 7. 特定個人情報の保管・消去	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 8. 監査	なし	自己点検	事後	様式変更に伴い、追加
平成31年3月31日	V リスク対策 9. 従業員に対する教育・啓発	なし	十分に行っている	事後	様式変更に伴い、追加
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	福祉部社会福祉課	福祉部福祉支援課	事後	組織名変更による修正
令和2年4月1日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	社会福祉課長 高尾 恭裕	福祉支援課長	事後	組織名変更による修正
令和2年4月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市福祉部社会福祉課 電話0979-22-1111	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中津市総務部総務課 電話0979-22-1111	事後	組織名記載誤りによる修正

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年4月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中 津市福祉部社会福祉課 電話0979-22-1111	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中 津市福祉部福祉支援課 電話0979-22-1111	事後	組織名変更による修正
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和2年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和2年4月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の 9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90 ,94,104,106,108,116,119の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第 11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第 22条,第26条,第32条,第33条,第35条,第39条,第 44条,第47条,第52条,第53条,第55条	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の 9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90 ,94,104,106,108,116,120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第 11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第 22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条, 第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条, 第59条の2,第59条の3	事後	法令上の根拠規定の追加等 による修正
令和2年10月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和2年10月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	令和2年10月1日 時点	事後	規則第15条等の規定による 再評価の実施
令和3年9月1日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報提供 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第7号及び別表第二の 9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90 ,94,104,106,108,116,120の項	1. 番号法第19条第8号及び別表第二の 9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90 ,94,104,106,108,116,120の項	事後	法改正に伴う引用条項の修正
令和3年9月1日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求 請求先	0979-22-1111	0979-62-9871	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	0979-22-1111	0979-62-9801	事後	専用回線開設に伴い修正
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和3年9月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年10月1日 時点	令和3年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(取扱 者数算出時点の更新)
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和4年4月1日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年4月1日 時点	令和4年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和4年12月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り 扱う事務 システムの名称	1. 福祉総合システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー	1. 福祉総合システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	事前	制度改正によるシステムの追 加
令和4年12月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシ ステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号及び別表第二の 9,10,14,16,24,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90 ,94,104,106,108,116,120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第 11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第 22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条, 第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条, 第59条の2,第59条の3	1. 番号法第19条第8号及び別表第二の 9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87 ,90,94,104,106,108,116,120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するた めの番号の利用等に関する法律別表第二の主 務省令で定める事務及び情報を定める命令(平 成26年内閣府・総務省令第7号)第8条,第9条,第 11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第 22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条, 第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条, 第59条の2,第59条の3	事後	法令上の根拠規定の追加等 による修正
令和5年5月22日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署 ①部署	福祉部福祉支援課	健康福祉部福祉支援課	事後	組織名変更による修正
令和5年5月22日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ 連絡先	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中 津市福祉部福祉支援課 電話0979-62-9801	〒871-8501 大分県中津市豊田町14番地3 中 津市健康福祉部福祉支援課 電話0979-62- 9801	事後	組織名変更による修正
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)
令和5年5月22日	II しいき値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和4年4月1日 時点	令和5年4月1日 時点	事後	しいき値判断の見直し(対象 人数算出時点の更新)

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	生活保護法、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）及び全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ③職権による保護の開始、変更 ④保護の停止、廃止 ⑤就労自立給付金又は進学準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ⑥保護に要する費用の返還 ⑦徴収金の徴収	生活保護法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号、以下「番号法」という。）の規定に基づき、特定個人情報ファイルを次の事務に利用する。 ①保護の実施 ②保護の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ③職権による保護の開始、変更 ④保護の停止、廃止 ⑤就労自立給付金又は進学・就職準備給付金の申請の受理及び申請に係る事実の審査、応答 ⑥被保護者健康管理支援事業の実施 ⑦保護に要する費用の返還 ⑧徴収金の徴収	事後	法改正に伴う事務の追加
令和6年5月17日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 システムの名称	1. 福祉総合システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等	1. 福祉総合システム 2. 統合宛名システム 3. 中間サーバー 4. 統合専用端末 5. 医療保険者等向け中間サーバー等 6. 特定健診等データ収集システム	事後	法改正に伴う事務の開始による追加
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和6年5月17日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年4月1日 時点	令和6年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(取扱者数算出時点の更新)
令和7年6月27日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 番号法第9条第1項及び別表第一の15の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第5号）第15条	1. 番号法第9条第1項及び別表23の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例第4条第1項	事後	法改正に伴う根拠法令の修正
令和7年6月27日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 番号法第19条第8号及び別表第二の9,10,14,16,24,26,27,28,30,31,50,54,61,62,64,70,87,90,94,104,106,108,116,120の項 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（平成26年内閣府・総務省令第7号）第8条,第9条,第11条,第12条,第17条,第19条,第20条,第21条,第22条,第26条の4,第28条,第32条,第33条,第35条,第39条,第44条,第47条,第52条,第53条,第55条,第59条の2,第59条の3	【情報照会】の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表42,43の項 【情報提供】の根拠】 番号法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表 13,14,18,20,28,37,40,42,48,49,53,59,63,69,74,75,76,86,87,89,96,108,125,132,141,144,151,155,158,161,167,168,169,170,171,172の項	事後	法改正に伴う根拠法令の修正
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 1. 対象人数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IIしきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	令和7年4月1日 時点	事後	しきい値判断の見直し(対象人数算出時点の更新)
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 8. 人手を介在させる作業 判断の根拠	なし	処理できる職員は権限により制限されており、ファイルデータに誤りがないか複数の職員にてチェックを行った後、ファイルを格納している。また、特定個人情報の記載がある申請書等の保管および廃棄等については手作業を伴うため、人為的ミスを防ぐためファイル格納作業同様、複数人で確認し処理するよう徹底している。	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策	なし	8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 当該対策は十分か【再掲】	なし	十分である	事後	様式変更に伴い、追加
令和7年6月27日	IVリスク対策 11. 最も優先度が高いと考えられる対策 判断の根拠	なし	「中津市が取り扱う個人情報の適正な管理のための基本方針」、及び「中津市情報セキュリティポリシー」に基づき、物理的、技術的安全管理措置を講じるとともに、特定個人情報を含む書類については、施設できるキャビネット等に保管し、特定個人情報を扱うシステムに関しては、利用する職員の認証と職員に付与された権限に基づいた各種機能や特定個人情報へのアクセス制限を行い、特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策を徹底している。	事後	様式変更に伴い、追加